消費税率引上げ分の地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障4経費 その他社会保障施策に要する経費

【歳入】地方消費税交付金(社会保障財源化分)

1,023,304 千円

【歳出】地方消費税交付金(社会保障財源化分)が 充てられる社会保障施策に要する経費

9,094,953 千円

○社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

(単位:千円)

○社会体内・社員 C 27 他社会体体の状に安する社員 (手位・11 J)													
区分									財源内訳				
	·款	項	Ш					令和4年度 決算額	特定財源				財源
									国県 支出金	地方債	その他	社会保障財源 化分の地方消 費税交付金	その他
社会福祉	3	1	2	障 害 者 給 付	事	立 支 業	費	2, 109, 323	1,665,873	0	0	115, 124	328, 326
	3	1	2	障 害 者 支 援	· 地 事	域 生 業	活 費	72, 147	24, 435	0	3, 125	11, 575	33, 012
	3	1	3	事	呆 業	搓 措	置費	111, 902	0	0	17,003	24, 637	70, 262
	3	2	1	児 童 施 行	福 事	祉 務	法費	2, 413, 249	1, 758, 326	0	79,032	149, 507	426, 384
	3	2	3	母 子	福	祉	費	460	300	0	0	41	119
	3	2	5	放 課 後 育 成	· 児 事	童 健 業	全費	312, 288	206, 453	0	94	27, 451	78, 290
	3	3	2	生 活	保	護	費	1,089,088	912, 219	0	13, 494	42, 414	120, 961
	小 計							6, 108, 457	4, 567, 606	0	112,748	370, 749	1, 057, 354
社会保険	3	1	1	保険基盤	発安に	定制度	費	357, 198	267, 898	0	0	23, 183	66, 117
	3	1	1	国民健康特別会	計	繰出	金	164, 844	0	0	0	42, 795	122, 049
	3	1	1	介 護 保 繰	険 特 出		金	1, 181, 174	68, 670	0	300	288, 738	823, 466
	3	1	3	後 期 高 広 域 連	合		療金	661, 471	0	0	0	171, 724	489, 747
	3	1	3	後 期 高 特 別 会	· 齢 · 計	者 医 繰 出	療金	169,010	122,005	0	0	12, 203	34, 802
	小計							2, 533, 697	458, 573	0	300	538, 643	1, 536, 181
保健衛生	4	1	1	母 子 保	健	推進	費	11, 597	0	0	42	3,000	8, 555
	4	1	1	妊産婦	健康	診査	費	33, 521	3, 823	0	0	7, 710	21, 988
	4	1	1	地域	医	療	費	85, 762	190	0	0	22, 215	63, 357
	4	1	2	予 防	接	種	費	194, 175	3,603	0	10	49, 472	141,090
	4	1	2	健康	診	査	費	127, 744	6,350	0	0	31, 515	89, 879
				小青	†			452, 799	13, 966	0	52	113, 912	324, 869
合 計								9, 094, 953	5, 040, 145	0	113, 100	1, 023, 304	2, 918, 404

[・]引上げ分の地方消費税収は「消費税法第1条第2項に規定する経費(社会保障4経費)その他社会保障施策に要する経費」に充てるものである。

[・]社会保障施策に要する経費とは制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための 施策に要する経費であり、「社会福祉」、「社会保険」、「保健衛生」のいずれかに関する経費である。

[・]事務費、事務職員の人件費(サービス提供に直接従事しない職員分)等には充当しない。